

瑞穂市まちづくり基本条例

(逐条解説)

まちづくりは市民が主体であり、本市は、地方自治の本旨に沿った、より開かれ、より元気に満ち、より安心して暮らせる誰もが住みたいまちづくりを目指します。

市民、市議会及び市長をはじめとする市の執行機関が、それぞれの情報を共有し、役割を明確にし、かつ、市民の市政への参画の手續等、市民参画による協働のまちづくりを進めるための基本的なルールを明示した瑞穂市まちづくり基本条例をここに制定します。

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 まちづくりの基本理念（第4条）

第3章 市民の権利及び責務（第5条）

第4章 市議会及び市の執行機関の責務（第6条－第8条）

第5章 コミュニティ活動（第9条）

第6章 市政の運営（第10条－第14条）

第7章 参画及び協働（第15条－第19条）

第8章 国及び他の地方公共団体との連携（第20条）

第9章 住民投票（第21条）

第10章 まちづくり基本条例推進委員会（第22条）

第11章 雑則（第23条）

附則

【解説】

一つひとつの条文の内容に重みがあり、また、多岐にわたることから、より内容をわかりやすく理解をしていただけるよう章立てとします。

わたしたちのまち瑞穂市は、西に揖斐川、東に長良川を有し、大小の河川が南北に流れる、豊かな水と緑の美しいまちとして誕生しました。この地は輪中地帯で、過去に幾度となく水害に見舞われました。しかし、先人のたゆまぬ努力により、肥沃で、豊かな農地を生み、住みよいまちとして発展を遂げてきました。古くは、中山道の宿場町として栄え、その面影を訪ねることができます。

今では、鉄道がまちの中央を走り、当市から名古屋市まで30分足らずの交通至便なまちです。また、国道21号が東西に、南北には主要地方道北方多度線が縦貫する岐阜県西部の交通要衝の地です。わたしたち瑞穂市民は、文化やスポーツに親しみ、地域との絆を大切に、互いを思いやり、健康で明るく、多様な価値を認め、自由に住みよいまちづくりを進めています。

瑞穂市民一人ひとりが、まちづくりの主役です。わたしたちは、基本的人権を尊重し、将来に魅力がある誰もが住みたくなるまちを目指し、市民参画による協働のまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

【解説】

前文は、この条例を制定するにあたっての基本的な考え方を掲げるものですが、瑞穂市の特性、瑞穂市が目指すべき姿、条例制定の趣旨をまとめています。

前段に、瑞穂市の地形、歴史的な特性を述べ、市民憲章の理念をも取り入れた表現をしています。

中段については、現在、この地が交通要衝の地として存在する現状を述べながら、その地に住む私たち市民がいきいきと力強く生き、まちづくりを目指している姿勢を述べています。

後段は、この条例の基本となる考えを述べ、条例を制定する決意を明らかにしているものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるまちづくりについて、その基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市長をはじめとする市の執行機関のそれぞれの役割を明確にし、市民が主体の市民参画による協働のまちづくりを推進することを目的とします。

【解説】

第1条では、この条例が果たそうとしている役割や達成しようとしている目的を定めているもので、前文に掲げたまちづくりの基本的な考え方をもとに、まちづくりに市民が主体的に参画でき、かつ、市民、市議会、市の執行機関がそれぞれの役割のもと、一体となって、まちづくりを進めることを明記しています。そして、まちづくりの主役は、市民であり、市民参画のまちづくりを進めるためにこの条例を制定する意図を規定しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) まちづくり 市民生活に係る様々な分野において、わたしたちの暮らす地域等をより良いものとするための取り組みをいいます。
- (2) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人、法人その他団体をいいます。
- (3) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) 参画 市民が、まちづくりの方針及び企画の立案から実施を経て評価に至るまでの過程に、責任をもって主体的に参加し、かつ、行動することをいいます。
- (5) 協働 地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民、市議会及び市の執行機関がともに、お互いの立場を尊重し、かつ、信頼し、協力して取り組むことをいいます。

【解説】

第2条では、この条例で用いる「まちづくり」「市民」といった用語のうち、認識を共通しておく必要のあるものの統一的な定義をしています。

第1号の「まちづくり」とは、形として目にみえる道路、学校、公園、下水道など有形物や、形として目に見えない伝統、文化、歴史、産業、教育、自然、人と人のつながり、心と心のふれあいなどといった市民生活にかかわるすべてのものを、より良いものとするための、行政がかかわるあらゆる活動について、より良いものとするための取り組みをいいます。

第2号の「市民」とは、まちづくりに携わるすべての人々が含まれるべきとの考え方から、居住する人（外国籍の市民も含みます。）だけでなく、在学又は在勤する者、事業を営む個人又は法人、NPOなどの市内で活動する団体を含めています。

第3号の「市の執行機関」とは、地方自治法において市の執行機関とされている市長及び市の執行機関をいい、独自の執行権を持ち、担当する事務に関する意思決定を自ら行う機関として、6つの機関を掲げています。

第4号の「参画」とは、「参加」と混同されて使われることが多いため、定義づけをしています。「参加」は単に市民としてまちづくりの場に存在するのに対して、「参画」はより積極的、かつ、主体的にまちづくりの意思決定過程、実施過程、評価過程などの各段階にかかわり、行動することを意味します。

第5号の「協働」とは、まちづくりを市の執行機関だけで担当するのではなく、市民、市議会、執行機関がともに対等な立場で、お互いを尊重しながら、目的や解決すべき課題を共有して、それぞれの役割と責任のもとで、まちづくりに協力していく仕組みを明確にしています。

（条例の位置付け等）

第3条 この条例は、本市のまちづくりの基本となる基本理念を定めるものです。

2 本市における他の条例、規則等の制定改廃、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び個別行政分野の基本計画の策定その他の市政の運営に当たっては、この条例との整合を図るものとします。

【解説】

第3条では、この条例の位置付けを定めています。

第1項では、まちづくりは、市民の意見を取り入れながら、ともに協力して進めていくという基本理念のもとに、この条例を、総合型のまちづくり基本条例として位置付けしています。

第2項では、市の他の条例、規則等の制定改廃や地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び個別行政分野の基本計画の策定等の市政運営については、この条例との整合性を図る必要があることを規定しています。

第2章 まちづくりの基本理念

第4条 本市における市民が主権者であるまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念とします。

(1) 市民、市議会及び市の執行機関の協働によること。

(2) 市民一人ひとりの人権が尊重され、かつ、その個性及び能力が十分に発揮されること。

(3) 市民の自主的かつ自立的な参画及び男女共同参画が保障されること。

(4) 本市の将来を担う子どもが尊重され、まちづくりに参画する権利が保障されること。

【解説】

第4条では、まちづくりは市民が主権者であることを明記し、そのまちづくりについては各号に掲げる考えが基本理念であることを定めています。

第1号では、市民と市議会と市の執行機関が協働してまちづくりを進めることを規定しています。

第2号では、まちづくりの主体である市民の人権が尊重され、市民の個性等が発揮されるまちづくりが基本であることを規定しています。

第3号では、まちづくりにおいては、市民の自主性と自立性が担保され、男女共同参画が保障されることを規定しています。

第4号では、将来を担う子どもは特別な存在であり、その尊厳を尊重することを明確にし、子どもがまちづくりに参画できる権利を保障することを規定しています。

なお、男女共同参画については、別に男女共同参画推進条例が定められており、市民等が目指す方向付け等を規定しています。

第3章 市民の権利及び責務

第5条 市民は、自らの意思と責任において、広くまちづくりに参画します。

また、事業を営む市民にあつては、住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めます。

2 市民は、まちづくりに関し、自らの意見を表明し、及び提案する権利を有するとともに、必要な情報を知ることができます。

3 市民は、まちづくりに参画するに当たり、相互に多様な価値観を認め合い自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに努めます。

4 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、居住する地域の自治組織に加入し、及び協力しながら活動するよう努めます。

【解説】

第5条では、市民が主体的にまちづくりに参画する権利を有していることを明記し、市民の責務についても規定しています。

第1項では、市民は自己の意思によってまちづくりに参画することを明記し、事業を営む市民にあつては、住環境に配慮し、地域との調和を図るなどのまちづくりに寄与することに努めることを促しています。

第2項では、市民が、意見を述べ、提案する権利やそのために必要な情報を知る権利があることを定めています。

第3項では、市民が、まちづくりに参画するについては、対等に、そして、相互の価値観を認め合いながら、広い視野に立った建設的な認識を持ち、多様なまちづくり活動を進めるよう努めることを規定しています。

第4項では、市民はまちづくりの主体である事を認識することにより、自治会、コミュニティ会議等の「地縁型コミュニティ」の活動について、安心して暮らすことのできる地域社会を目指し、地域の組織に加入し、協力する必要性を有して活動するよう努力することを規定しています。

第4章 市議会及び市の執行機関の責務

(市議会の責務)

第6条 市議会は、市政の議決機関として、市民の意思を代表し、かつ、この条例の目的に沿ったまちづくりの実現に寄与します。

2 市議会は、保有する情報を積極的に市民に公開し、かつ、議会活動に関する情報を分かりやすく提供し、市民に開かれた議会運営に努めます。

3 市議会は、市民の信託を受けた市民の代表であることを認識し、広く市民から意見を求めるよう努めるものとします。

【解説】

第6条では、議会の役割と責務を定めています。日本の地方公共団体は、首長と議会議員がいずれも住民による選挙で選ばれる二元代表制をとっており、議会は、市民の意思を代表し、行政活動が民主的かつ効率的に行なわれているかを調査し、及び監視することが求められていることを規定しています。

第1項では、議会が、市民の意思を代表して、その活動を通じて、審議及び議決機関として機能させることで、この条例の趣旨に沿ったまちづくりに寄与することを定めています。

第2項では、議会が市民の代表であることの認識のもと、議会活動に関する情報を公開するとともに、開かれた議会運営に努めることを定めています。

第3項では、議会が市民の信託を受けた機関であることの認識のもと、市民の視点に立ち、広く市民からの意見を求めるよう努めることを定めています。

(市長の責務)

第7条 市長は、市政運営の最高責任者として市民の信託に基づき、この条例の基本理念を実現するため、公正かつ誠実に市政を運営します。

2 市長は、毎年度、市政運営の方針を明らかにするとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明します。

【解説】

第7条では、市長は市の執行機関の一つですが、瑞穂市の代表者として、市政運営の最高責任者としての責務を負っているため、この条で定めています。

第1項では、市長は市民の信託を受けた二元代表制のその一方であり、この条例の基本理念に沿った、まちづくりを実現するために、常に公正かつ誠実に職務を執行しなければならないことを定めています。

第2項では、毎年度、市政運営の方針の表明を通じて、市政の方針をより明確化するとともに、様々な機会、媒体を通じて市民や議会に説明することを規定しています。

（市の執行機関及び職員の責務）

第8条 市長を除く市の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実な執行及び運営を行い、協働によるまちづくりを推進します。

2 市の執行機関の組織は、市民に分かりやすく簡素で機能的なものであるとともに、市の執行機関の職員（以下「職員」という。）は、常に横断的な連携を図り、総合行政の推進に努めます。

3 職員は、自らも市民の一員であることを自覚し、市民と連携し、まちづくりを推進するため、常に自己研鑽に努めるものとします。

【解説】

第8条では、市長を除く市の執行機関及びその職員の責務について定めています。

第1項では、市長を除く市の執行機関は、この条例の基本理念に基づき、公正かつ誠実な執行及び運営を行うことを定めています。

第2項では、市の執行機関の組織及びその職員について規定していますが、職員は全体の奉仕者であり、市民の立場に立ち、市民とともにまちづくりを進める一員であり、市の執行機関の組織及び職員が果たさなければならない責務を定めました。

第3項では、職員自らが、市民の一員であることの認識のもと、市民と連携し、まちづくりを推進する姿勢を示すほか、そのために自己研鑽することの必要性を定めています。

第5章 コミュニティ活動

第9条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自治会等の地域のコミュニティに対する理解を深め、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努めます。

2 市議会及び市の執行機関は、前項に規定する市民の自主的な地域における活動の役割を尊重するとともに支援します。

【解説】

第9条では、まちづくりににおける自治会等の地域コミュニティは、欠かせない存在であり、その活動について位置付けを規定しています。

第1項では、市民は、自らが安心して暮らせる地域社会を実現するために、自らの意思でまちづくりに取り組み、地域の住民同士がそれぞれ助け合い、支えあいながら課題の解決に自ら行動するようしていくことを規定しています。

第2項では、瑞穂市では、市民憲章に込められた思いである「自由で住みよいまちづくりに力をあわせていくこと」を掲げていますが、このためには、市民、市議会、市の執行機関が連携し、互いの役割を尊重して、進めるとともに、支援することを規定しています。

第6章 市政の運営

(行政手続)

第10条 市の執行機関は、市政の運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、別に定める条例により、適切な処分、行政指導及び届出に関する手続を行います。

【解説】

第10条では、行政手続制度は、公正な市政運営と市民の信頼を確保するための重要な制度であることから、ここに定めています。「公正の確保及び透明性の向上」とは、市の執行機関の意思決定について、その内容及び過程を市民に対して明らかにすることをいいます。行政手続については、公的な事務の処理に関する市民からの請求に対し、市がその事務処理の基準を示すことによ

り、市民の権利利益の保護を図る制度として、国は行政手続法を、市では瑞穂市行政手続条例を制定しています。

（情報の共有）

第11条 市の執行機関は、まちづくりに関する情報が、市民共有の財産であることから、これを市民に分かりやすく提供するよう努めます。

【解説】

第11条では、市の保有するまちづくりに関する情報（市からの一方的な情報提供だけでなく、市民から発信された情報も含む。）は、市民の共有財産という認識のもとに整理し、徹底的な情報の共有に努めることを規定しています。

情報は、瑞穂市情報公開条例に基づく情報の公開だけでなく、意思決定過程の情報もできる限り公開するよう努めることを規定しています。

（情報の公開）

第12条 市議会及び市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、公正で透明性の高い市政の実現を図るため、別に定める条例により、情報の公開を総合的に推進します。

【解説】

第12条では、議会及び市の執行機関の保有する情報は、市民との共有の財産であり、市民の知る権利を保障し、情報共有を進めるため、これらの情報を分かりやすく市民に提供することを定めています。このことは、「瑞穂市情報公開条例」を定めていますので、この情報公開制度の規定に基づき公開していくことになります。

（個人情報の保護）

第13条 市議会及び市の執行機関は、市民の権利利益を保護するため、別に定める条例により、市の保有する個人情報を適正に取り扱います。

【解説】

第13条では、市が保有する情報には、大量な個人情報も含まれています。市の執行機関には、原則として市政に関する情報を積極的に提供し、及び公開する義務がある一方で、プライバシーなど秘密事項として守らなければならない個人情報については、適正な取り扱いを確保する必要があります。市では、個人情報の保護については、瑞穂市個人情報保護条例の規定に基づき、個人情報を保護することを規定しています。

（説明及び応答の責任）

第14条 市の執行機関は、市民に対し市政に関する事項を説明する責務を果たさなければなりません。

2 市の執行機関は、市政に関する市民の意見、提言等を尊重し、迅速に状況を把握するとともに、これを行政運営に反映するよう努めます。

【解説】

第14条では、市の執行機関の説明責任は、市民との協働や情報の共有化を図る上で、もっとも基本的なことですので、そのことについて規定しています。

第1項では、市の執行機関は市民に対して、政策、事業等を進めるにあたり、立案、実施、評価及び見直しをする過程で、その経過や内容、効果等、市民にわかりやすく説明する責任を要することを定めています。

第2項では、市政に関する市民の意見や質問に対して、執行機関は速やかに誠意を持って対応する旨を規定しています。

第7章 参画及び協働

（参画）

第15条 市の執行機関は、市政の運営に当たっては、市民の意見が市政に反映できるよう、参画する機会を保障します。

2 市の執行機関は、市民が参画すること又は参画できないことによって不利益を受けることのないよう配慮します。

【解説】

第15条では、市民主体のまちづくりを進める上で大切なことは、透明性、かつ、公平性の高い制度により、市民が参加し、及び参画をしやすい環境を整備することが求められますが、それを規定しています。

第1項では、「参画」する機会を保障することにより、市の執行機関は、様々な参画の場を提供することが必要であることを定めています。

第2項では、参画すること又は参画できなかったことにより、不利益が生じないように市の執行機関が配慮しなければならないことを規定しています。

(子どもの参画)

第16条 市の執行機関は、子どものまちづくりに参画する機会を保障するため、子どもが年齢に応じてふさわしい形でまちづくりに参画できる機会を設けるとともに、参画しやすい環境を整えるよう努めます。

【解説】

第16条では、まちづくりに子どもが参画する機会を保障するために、市の執行機関が子どもの年齢に応じた参画の機会を設ける等、子どもがまちづくりに参画しやすい環境を整えることを規定しています。

子どもの頃からまちづくりに参画することで、「自らのまち」に対する愛着を持ち、地域やまちづくりに積極的に参画する市民へと成長することが求められています。

(参画の方法)

第~~4-6~~17条 市の執行機関は、第15条第1項及び前条に規定する参画する機会を保障するため、事案に応じて次に掲げるいずれかの方法を用います。

(1) 審議会等への委員としての参画

(2) 公聴会、懇談会等への参画

(3) ワークショップその他の一定の課題について集団で検討作業を行うことへの参画

(4) パブリックコメント（意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見又は情報を考慮して決定する制度をいう。）その他の意見の聴取

(5) アンケート調査等による意見の聴取

(6) その他の市長が別に定める市民参画手続

2 市長は、参画の方法及び聴取した意見等の取扱いを決定したときは、これを公表します。

【解説】

第~~4-6~~17条では、第15条第1項及び前条に「参画する機会を保障する」と規定しており、そのメニューを規定しています。

第1項では、第1号では審議会等を規定、第2号では公聴会、懇談会等を規定、第3号では一つのテーマを元に検討作業を行う場を規定、第4号では意思決定過程の途中で素案等を公表して市民の意見を聞く制度を規定、第5号では計画策定などにおいて実施するアンケート調査等を規定、第6号では上記以外に考えられる市民参画にも対応できるように弾力的な運用ができるような規定も盛り込んでいます。

第2項では、これら参画の方法を実施する場合の事前公表や聴取した意見等の結果についても公表する旨を規定しています。

ちなみに、上記メニューはすでに実施されている事項を羅列していますが、実施する対象も今後拡大し、より市民の参加及び参画の機会を増やしていく予定で、その実施方法等は、要綱等で規定していきます。

(計画の策定等への参画)

第18条 市の執行機関は、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び個別行政分野の基本計画の策定等を行うに当たっては、前条第1項各号に掲げる方法を用いて、市民がそれらに参画する機会を保障します。

【解説】

第18条では、市のまちづくりに関する最も重要な地域における総合的、かつ、計画的な行政の運営を図るための基本構想と、個別のそれぞれの関係する法律によって策定される基本計画等を策定する場合においては、法律でメンバーが定められている場合を除き公募委員を加えるなど、可能な限り、市民の参画する機会を保障することを規定しています。

(協働)

第19条 市民、市議会及び市の執行機関は、公共の担い手として協働に努め、まちづくりを進めます。

2 市議会及び市の執行機関は、前項の協働に努めるに当たり、市民の自主性を尊重します。

3 市の執行機関は、市民にまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、まちづくりに必要な人材の育成を図るよう努めます。

【解説】

第19条では、「協働」については、第2条第5号において定義していますが、ここでは「協働」の仕組みづくりについて規定しています。

第1項では、市民から委任された市議会及び市の執行機関が行う行政だけでなく、市民、NPOなどの多元的な公共主体による多様なサービス提供が、市民ニーズとなっている現状を踏まえ、それら公共主体を「公共の担い手」として位置付け、ともに協働で市民ニーズに対応するまちづくりを進めることを規定しています。

第2項では、協働はあくまで市民の自主性のもとで進めるとの考えから、こ

の規定を設けています。

第3項では、市民が参加及び参画を行いやすい環境を整備する一環として、市民意識の啓発や人材の育成を図るよう努めることを規定しています。

第8章 国及び他の地方公共団体との連携

第20条 市の執行機関は、まちづくりに関し、共通する課題を解決するため、国及び関係する他の地方公共団体との連携及び協力を図ります。

【解説】

第20条では、まちづくりを進める上で、市単独では解決が困難な事案であっても、近隣の他の自治体との連携や国や県をはじめ関係機関等と幅広く、連携を図り協力することで解決ができることも視野に入れながら、まちづくりを進めることを規定しています。

第9章 住民投票

第21条 市長は、市政に関する重要事項について、広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。

2 市民、市議会及び市の執行機関は、住民投票で得た結果を尊重します。

3 住民投票を行う場合は、その事案ごとに、投票に付すべき事項、投票資格者、投票の期日、投票の方法、投票結果の公表等を規定した条例を別に定めるものとしします。

【解説】

第21条では、市民が直接市政に参加できるしくみについて規定しています。

第1項では、住民投票は、市民が直接的に行政に対して意思表示を行い、その意思決定に参加することができる市民参加のしくみですが、実施に当たっては、多額な費用がかかることから、市の将来を左右するような課題に対し、住民一人ひとりの意思を確認する必要に迫られた場合の最終手段として行われるべきである意を含んだ規定となっています。

第2項では、地方自治の制度は、市長及び市議会議員の双方を住民の代表とする間接民主制が原則です。従って、住民投票は、それを補完する制度として位置付けられています。よって、住民投票の結果については、必ずしも市長や市議会の選択や決断を法的に拘束するものではありませんが、その結果については住民の総意及び判断として尊重する旨の規定をしています。

第3項では、市の重要な政策の決定や変更に関して、対象事案ごとに、その都度住民投票実施にかかる条例を制定し、その条例において、対象事案、投票期日、投票資格者、投票の成立要件、投票結果の扱いなどを定めて実施することを規定しています。

第10章 まちづくり基本条例推進委員会

第22条 まちづくり基本条例推進委員会（以下「推進委員会」という。）

は、市長の諮問に応じ、協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に答申するものとします。

2 市長は、この条例の見直しに当たっては、推進委員会に諮問するものとします。

3 推進委員会は、市長から諮問される事項のほか、協働のまちづくりの取り組みについて審議及び評価を行い、見直しが必要な場合においては、市長に提案するものとします。

4 前3項に規定するもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

【解説】

第22条では、まちづくり基本条例推進委員会の位置付けと役割等を規定しています。

第1項では、まちづくり基本条例推進委員会の設置の意味と審議する事項等について規定しています。

第2項では、この条例の見直しをする場合は、市長がこの推進委員会に諮ることを規定しています。

第3項では、推進委員会が、この条例の趣旨に沿った協働のまちづくりの取り組みについて審議や評価を行なうこと、加えて提案権もあることを規定しています。

第4項では、推進委員会の具体的な運用についての細かな規定については、規則等別の規定に委ねることを規定しています。

第11章 雑則

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市議会及び市の執行機関が別に定めます。

【解説】

第23条では、この条例を運用するに当たって、市議会、市の執行機関が必要と認めて定める事項がある場合は、それぞれの執行機関が独自に定めをつくることを規定していますが、基本的には各執行機関の運用上の独自性で決められるとはいえ、この条例の定めを逸脱する規定はあり得ません。